

作手バス路線再編（案）

■運行概要

(1)運行方法

デマンド方式によるバスの運行（一部便については定期定路線運行）
フルデマンド方式によるドア・トゥ・ドアサービス
※利用者登録された方の自宅乗降場と支所、診療所等の共通乗降場及び
共通乗降場と共通乗降場間の輸送

(2)利用対象者

利用対象者は、利用者登録した作手地区の住民と作手地区を訪れる観光客とする。ただし、市民、観光客ともに一人でデマンド交通を乗降できることを利用条件とする。

(3)利用者登録

(ア)地区のバス利用者は登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に市へ登録手続きを行う。
(イ)市は運行事業者へ必要な利用者情報を提供する。

(4)デマンドの利用方法

(ア)事前に電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約する。
(イ)予約は、7日前から各便の1日前とする。ただし、1便は、前日の午後5時までの受付とする。（受付時間：午前8時30分～午後5時）
※土曜日は予約の受付は行わない

(5)運行区域

作手地区内（他地区への運行は行わない）

(6)運行日

月曜日から土曜日まで

(7)運休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

(8)運行回数及び運行時刻

別紙時刻表参照

(9)運行ルート

別紙路線図参照

(10)事務所

作手総合支所周辺